年山紀聞

三四

帝国
775
139

門イ曽4
773
139

年山紀聞　第三

目録

百人一首
檀の紫方
舜水先生碑陰
遠江乃道記
さゝなみの
鳳凰硯の銘
子とかりゝ
大伴と大友
千載集乃序
津がね
後鳥羽山流御製
七ゝ
雲井の聲
万葉八敕撰ならぬ
寛文帝の御製
右大将長親卿
後拾遺集の序
新後拾遺の序

東京帝国大学図書之印

牡丹の歌詩
沙玉集
耳ふるる歌
ふるさと山
黄河
楠公の碑
源氏ものがたり長歌
古きかの名
ひめくらべ
辞世のうた
反名
牡丹の歌詩
童形に懐紙
たちのもの尾
自葉に いとめ
ゆうの柳
吊楠公文
民の愁
市人稱宮名
色葉和雑問答の友
柯水の歌
家持八美男
石舟のうた
ものなみ
楊貴妃
光のうたひと
長山氏
惟芳の歌
白ら蓋
花ときのうた
西山法賊

年山紀聞　第三

○百人一首

小倉山荘の障子に押したる定家卿の筆跡の事

小倉山荘の障子に押したる定家卿の筆跡は新古今の歌を書して実伝かるゝ
よりこれを写す成定卿の心よかりしかの家にて今
代歌の中に実あるかと百首を書して大紙形にみ川かゝ手
てひそかに小倉山荘の障子に押したる成定卿の筆跡なり
寛後為家卿のうつし用ゆて仰せの為成るべし然れども
二條家の骨髄とかなりとかいつとかうるに明月記日記と
よみていかに不審なるかと出元を按ずして今按ずるに
嘉禎元年四月　今按ずるに二條院の年号定家卿
十二日甲戌　今按今日なし定家卿出京して帰路の山荘を訪ひ給ふ
なれども明月記に仮名の法名なれば定家卿

十二日乙亥日出入前出賢寂冷泉来[後伐賢寂仁宅也]午終令
吾相奥[カ]力[カ]不[カ]来[カ]可在中院云云
今按賢寂冷泉ハ両人の名なれども冷泉ハ為家の子なり世系考識に為家門督なり[カ]力[カ]ハ為氏なり[カ]力[カ]ハ為氏の弟なり[カ]力[カ]中院ハ後の中院なり
或人云賢寂ハ寂蓮なり

十九日辛巳令吾来明日可出京云云
今按為家卿中院より定家卿の山荘へ来りしなり

六月

一日癸巳午終自中院頻招[ヲ]雖[ヲ]辞難[ヲ]進[ヲ]発輿入北
土門出逢入道[ヲ]門[ヲ]卒[ヲ]二人子[ヲ]并清好士云云[ヲ]坐東庇[ヲ]令吾左
京被入道在南面中務加[ヲ]東面姫連歌過[ヲ]了[ヲ]間窮屈入
障子西[ヲ]臥[ヲ]間[ヲ]之

今按帰[ヲ]雖[ヲ]辞[ヲ]とハ定家卿の為乃[ヲ]ひ中院入道[ヲ]為[ヲ]にて
かるゝ[ヲ]細[ヲ]ありなるなり[ヲ]北門の下坐[ヲ]の[ヲ]ハ続[ヲ]ひ[ヲ]
想て文家の[ヲ]つかねの[ヲ]ハ為[ヲ]ハ後の中院
令吾ハ為家卿の弟なり又ハ[ヲ]ハ[ヲ]れ[ヲ]なり左京中務ハ[ヲ]ハ[ヲ]不考
入道の半ハ後の中院

廿[ヲ]丁酉早旦発輿参栖霞寺[此間次年河原院尝河原大臣[ヲ]新安云云]
退出[此間も]器[ヲ]食[ヲ]元出宿所出京過左近馬場[此間也]事了帰入運門

今按帰[ヲ]宿[ヲ]所[ヲ]ハ定家卿の宿所[ヲ]ハ[ヲ]ハ[ヲ]
出て京へ帰りたまふなり

廿七日己未[ヲ]丁[ヲ]自[ヲ]不知書文字事[ヲ]猶[ヲ]中院障子[ヲ]紙形故[ヲ]
丁書由被入道[ヲ]懇切[ヲ]雖[ヲ]被見苦事[ヲ]懇深[ヲ]筆送[ヲ]古来人歌
各一首自天智天皇以来及家隆雅経卿
此[ヲ]ハ[ヲ]中院入道[ヲ]誰[ヲ]ハ[ヲ]ハ[ヲ]紙[ヲ]ハ[ヲ]為氏[ヲ]母[ヲ]女[ヲ]字[ヲ]故[ヲ]
[ヲ]ハ[ヲ]命[ヲ]頼綱[ヲ]女[ヲ]頼綱入道[ヲ]して[ヲ]進[ヲ]といふ[ヲ]此入道
乃[ヲ]卒[ヲ]為家[ヲ]紙中院大納言[ヲ]ハ[ヲ]ハ[ヲ]頼綱[ヲ]婿[ヲ]れ[ヲ]

後の中院の地と語りつたへてあるあの庵はまひ
かりやまとたましひの文学形い彼入道の歌宝たよりて宝家々
京もて学と深きまふかりたる[illegible]小倉山荒れにしよりのち
うた彼入道ていや雅撰に若事ハ慈深筆送今古来人歌者一
首とある古事い形深筆のうあて宝家々の撰ともみえたる
元蓮生法師と称りみて集おと入る人なれ色はありの
拘撰ともむてとかくうあ間しさて又とは世の百人一首は後
鳥羽院御と者尾の載さ為ハ雅ハて色後ハ法ハ次ハとあり
なあられくるにや仰一南朝の御下ちる歌ハ五家後雅経
仰とかまたなる元右の明月記乃文氏ハくとは嵯峨
幸生道の歌うとかくとかくあ屋と待りかの歌沖ハ師ハ

けるもあるなる考ハて有しかとも当月記の文と見
さうしかるに改撰抄百人一首ハ生道の歌ハ
ハ元れとも撰抄改百首に入るとあるうあ入るる
仰ハの撰ハてあるとあるとあるとあ入るる
なる氏法ハ宝家者宝々出あ同ハて仰ハの名とつけて世
にひろめらるといとう世ハ世ハの書ハ人くとえてあて
いくとくらうりまけるとあとかとけり後拾
遺集小宝家々
雅経なる為仰ハ宝ハ撰ハて後ハ
新後拾遺集ハ雅経々
ハ入ハとあて又ハく庵乃なるおとあるや秋乃ゆふれ

初の歌ハ元良親王伊勢か歌なと咲て撰ばれたれは此百首と
此中の定家門流別當歌よ詞も似たる作もかゝらん後の
人ハ俊成仁の歌をかきあつめられたる此百首をえらひあつめ
たる也しかしいまひとつ二首えらひ取られしにや又家
隆の風そよくならの小川の歌ハ新勅撰集に載て寛喜元
年に勅をうけ給ハれとも新勅撰より後
なれは此百首といふもの作られしにや又詠歌大概にも取
られぬ歌もあり入られたるハいかゝしと此説ある人々の中
の秀歌とて撰られたるかとも一ツ二すなはちいかめるなる
人々まてえらハれたりともみえたり 此契沖説 筆しるしたる
百首十分精撰と調ハさりし甚き事契沖の眼ハ此道高く

そ侍りし　去世よ此明月記の趣を見あはせ侍らねそ念なきよ
に侍る所謂ハ蓮生入道か撰ありてもあれ定家卿も同
心に撰りいたされたるを深く思ひ合せ契沖か
いふ所の意ゆるやかなる所ありとおもひよまゝ紙ありめくる物なと
みてもてあそふへくこそ
かく定家卿にまかせて書きたりし事ある後よ釣月庵より
此頃或家にて定家卿自筆の百人一首の一巻をとて伝へ
たりしれハ色紙形のハ打て書やうに申伝へたる
一巻にて伝侍りし 云為書写しやり侍る此一巻のりとハ
京師よ或納言家のいと伝へしをたちもしる富家の
今なかりたまふとて後といふなるあるへる海ひしかと

えふてひ和歌よかりるを後よ術なくして稽古つ今
いにはまて宗氏の筆と可わりを伝りてそ伝る
ふたんとて其奥書にいとく
嘉祝二年丙申建春月廿六日未刻家隆〻本陰内ら紛失
仍捜索依而之不悼老年九十七首書写禁他見了給
右之生写を　明静判アリ
為月庵之和云百そくに月之首開ハ舞曲宗家賀ノ所
之首右被書しん
世本を彰考館て治り伝りしか或人のいとくそれハ
徳川右筆高人宗しいるの藩邸へそなりて好便故
是を伝りしに奥書伝年号嘉祝よりとるかの和歌
伝りしかと右の明月記の文を中ゆきて海り伝を松
と答らひか〔下〕拾なる後一それを又年次あしあ伝を
なりとなしうるん右筆のあり伝四ものいたとも
決定しかたし但世奥古の文殿ハ日記の書ものを
奥古とも文今文日記ものいとなれ以伝ものはいふて
きりのなり

○つねね

世徒物語若をえ伝を里乃人くハ和りて歳経ものはり
なく房風本丁をうり伝ひよはりもなくなり
物よ法りのもとい山祝のりは毛まく人乃一深日記も
房風ひをつはりもとありしてにも日記のつねを又物ら

[illegible]

○柱の北の方

世俗物忌に素三宗兼家公の女房大納言
以ぶをたりひて付たり[illegible]たまひ[illegible]柱の方ふと
めをたりと[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ぬ
いみ[illegible]の八雅[illegible]

○後鳥山院御制歌　新葉集

[illegible]

右語曰帝王之學匪藝匪文畏天之威主德為最
後世の大樹幕下匪藝匪文乃は学問をたのめなまひて
[illegible]

次て一玉一珠の候伯よりたまはりたる[illegible]

○明故徵君文恭先生碑陰　安積覺

徵君姓朱氏諱之瑜字魯璵號鶚洲浙江紹興府餘姚
縣人曾祖詔誥贈榮祿大夫祖孔孟誥贈光祿大夫考正總
督漕運軍門誥贈光祿大夫上柱國妣金氏前封安人誥
贈一品夫人有三子焉　徵君其季也生於萬曆二十八年
穎悟夙成九歲喪父哀毀踰禮及長受業吏部左侍郎
朱永祐精研六經特通毛詩少抱經濟之志有識期以公
輔擢自南京松江府儒學學生舉恩貢生考官吳鍾巒

貢劄称為開國來第一天誥以降政理廢弛國是日非故絶
志於仕進而有高蹈之風崇禎末蒙徵辟不就弘光元年
又徵即授重職其舊出於荊國公方國安而大學士馬
士英當國　徵君不欲累於姦黨故辭不受亳有文章
効其偃蹇不奉朝命　徵君晝夜逃于舟山時清兵渡
江天下靡然薙髮變服　徵君思之乃浮于海直來我邦
轉抵交趾復還舟山監國魯王駐蹕舟山文武諸臣交薦
之豫料其敗上疏固辭凡蒙徵辟始自崇禎前後十二皆
力辭焉監國九年魯王特敕徵之　徵君適在交趾奉敕
歛裁欲往赴之會安南國王檄取流寓識字之人差官應召
徵君固辭不見逼而使拜　徵君長揖不拜君臣大怒將殺
之　徵君毫無沮喪辯析彌久而感其義烈及相敬重
既而欲還舟山謝恩陳情聞其已隔進退失據於是然
察時勢已去不可復振決意挽駕因住長崎實我萬治之
二年也流落海外幾十五年教至我邦深泊交趾羅之
間艱苦萬狀然而復返蓋志有為而事竟無成也其在長
崎貧不能支門人安東守約析俸之半而養之寛文五年
我　水戸侯梅里公聞其學植德望厚禮而聘　徵君
慨然赴焉待以賓師禮遇甚隆每引見談論依經守義
啓沃備至教授學者亹亹不倦雖老而疾手不釋卷天和
二年四月十七日卒於江戸駒籠之第享年八十有三葬於常
陸久慈郡大田鄉瑞龍山下　梅里公諡曰文恭先生彰其

德也親題其墓曰明徴君成其志也其在御里子男二人
大成大成妻葉氏所出女高徙室陳氏所出皆先歿
徴君嚴毅剛直勤必以禮學務適用博而能約爲文典雅
莊重筆翰如流平居不妄言笑惟以邦讐未復爲臧切
齒流涕至老不衰明室衣冠始終如一魯王敕書奉持隨
身未嘗未入殁後始出今猶見在凡古今禮儀大典皆能講
究致其精詳至於宮室器用之制農圃播殖之業靡不通
曉如其遺文則有集存焉

元禄乙亥之夏

○さしく

し詞の始い万葉集中十四東歌よ等夜乃野ゝ平佐藝祢良

波里乎佐乎佐毛禰奈敝古由恵ゝ波伊ゝ許呂波安
おの宮は志のひてとのやけるむかしを毋比ゝ
けて物人乃見とはねふしくうめひてゝ
をさしくも寢ぬ如ゆゑよ毋しきゝ
ハきゝいえるり　大和物語ふ方なの文おの中納云
乃君ゝ志のひて神ゝひをめてゝり時くゝ中て法此
文を高くゝひ加ふさりをゝ云　源氏物語きゝにつもく
ゝ
ゝ

○遠江の道記

増基法師の作なりその中にいとく

夜ふけて床のなくなくけり

うら原山松のこずえをあらく風の為にむけて床をかたぶる

新拾遺秋下に此歌を文永元年と言ひやしきれ

ぬ歌つゐて紫仲師のいとく夜の哀ハ言師山にてよめる

うら原山にて山てこそ成出る新をちるふるへ言

ひやしきりてをいとうしかんさは言ひやしきもきる

めの古歌撰集にうやうのひら本をる人おほくこそ

なり人々梅ちるハかの道の記とうたしてもやうて言ひ

やしきりあるまに つまて此歌を集ふこれをる

なるをしてはをてこの歌撰の集をそ定家つけてもへ

き事なり

○雲井の聲

新後撰集窓　　檜中納言師時

ちるまてく物おもふ人ハうき雲の空ふかきるかなこの

歌仲師のいとく見ハ雲の空ふかの言ひ

まてより　前参議家集詞書に右間ふかの立かり

古郷のいとくをしをこそ見れてんをかをうちかうく

ひとの世間つきなくあるまるのこの歌をうちにくをたこ

忘れそこそこ見てこそ此くをたをくをたうへく書あ

なハあ

〇衣かつき

今川了俊の書たる物に和歌不審といふ一巻あり其
中に云く内裏にて節会乃歌為兼卿かつき給を
ゆるされ侍るに歌さりとも侍りきまた此女房衣かつき
しておはしけるをうかゝひけるを袖ひかへ侍
されハとかく御らんハちきれとしたくよの
沖もわかるも捨かねし
又ゆく先も内裏にて節会の歌為世卿ねかひよ
りさうせられきり此の女房ありけなく作よる女
てあれ年やしてかくれハなき物かりて
たかくも人のかの御あかしいふ

おもひつけける花のなきなから
今梅似たる中の歌にて節会の歌かといはつまりの
定家卿歌なとゝ人ともかやうのたくらふまてなれともかく
る中院の名歌なり世ハ何となりて人もいひつく
ゆるし又かくしむの沖を為兼卿のたかい御かたに
あし夜の涙を為世の神をとらへてまかせけるなる

〇萬葉集ハ敕撰なりし

此事ハ 西山公釋万葉集に云く此集ハ二十巻を
中とゝのへて世にひろめられしまでく敕撰の類にあらんの大伴
家持卿の撰に在りて郎りの田舎れたる所のなかりく
註疏しく論し諸書ふり後々の物語師書ゝたる物に見え

海小集中金門の学ばるる学八首を百首俗
門とのいつの記乃いたもしき角とうせこけしけるやと
学生第四巻〜第十巻とも山ゝ
とめるか神ふる山の河堀の久しき伝ふり思よられと
此歌と第九巻〜第十巻
ひ〜中〜秋い深ふしかうの安ゆるとふ月後のうの
深方と第九巻〜第十巻ふ乃とられたり
うの数ふり後の撰集にとあ〜撰ふの見と角久ひ
て一集法中〜始ふひ出ふるふもあれと是一二首ふ事
ふり高抜のおと〜百ふ〜教撰ふて法皇以下法大文
皇のえ〜ふ〜角いんまを たとひ十首ふ俗ふ言後ふり

ふ四十八首ふその名ふ〜ふ乃ふ〜ふれふ角ふ
年〜ふ角ふ乃て書のせ〜ふれていまふ清ふふとはふり
〜ふ乃ふ乃 又古今集雑下に貞観ふ沙時為家集
八月ふふり作ふるふ〜同ふを乃ひふれふとみて学ふる

文屋有康

神ふ月ふ時雨ふり乃ふ乃ふ〜ふ乃ふ〜ふれふの名ふ乃ふ
今按万葉集中ふ作の年号天平寶字より清和天皇
貞観の始まて三代の百年乃あいふ小沙集の中上ふ角ふ
ふ乃ふ乃ふ〜ふ乃て未ふ角ふる有事ふ教問ふ〜と思
ふ乃ふ乃教撰ふふれ事ふ乃ふ〜ふれふり三法皇以下奉勅の
集ふ角ふ乃ふ〜金人親王の日本紀ふ〜並ひ乃ふて顕

紀今日奏今御覧又古今の詞花八有季の家集とその御
ゆく写し教せ給ふ事ありしかとも仮名序
と教岡の御詞を私撰乃物と加筆し給ふ
御ゆえうるはしき教撰の物と称めたいまの御ほんけの
ようなる書ものとなりぬ
此集の名ものふ文の中御ことばに奈良宮法教撰
ものふ法ゆえあるひ奈良宮乃時代乃私撰の物と後心
ゆるやかなるつ物なり七代かまたとなれ集
の名称ふ文乃ことばに御代をゆえ此教
集の方よみ所なるつ物なり或八平城の帝とゆえ
平城の大同元年より貞観元年まで八年間ハ四年な

御ゆえ教撰のかとうゆえ御ゆえ物なり

○風足硯銘并序

西山公

夫硯者。大道之藪澤也聖賢漁筆海答經典騒人
猟墨林蹄文章豁然盥往古儼然誠末今之莫匪
一滴一滴之餘澤也
斯硯
太上法皇之舊物也若州所産其色凝紫温潤如玉長一尺許
濶七寸許厚一寸三分貫存天生不加琢磨
名曰鳳足蓋取諸米元章硯史語也
今上聖主常置几案間晨夕之左右之如覩羹墻然

御愛豈在一硯
叡思在於孝耳臣聞
孝理行於上
德教加於下万邦靡然嚮風黎民於變時雍天為之
示嘉祥地為之呈靈瑞左史所記右史所書布在方策
功化永垂豈非所謂立身行道揚名於後世者乎哉孟
子曰五十而慕若曼之謂也今茲
天和二年秋季
勅臣作之銘臣素慣弓馬曾踈鉛槧臨命幾汗顔操
筆屢搖手然而
王事無盬戰兢以銘曰

覽
玄德光爰止
御牀不聽帰昌是履文章磨民墨場致
君軒唐

○寛文帝の御製

鳳凰はいづくにかきゐるかのかもやまねど
放流者御硯をれたるて瑞濱乃秀石ふかへそこに筆
相中相源はあそむ武と倫（文武弟孫代乃名士なりよ
つて命してうたの銘ぞうるるに世ふ文心忠義乃氣
とゝくみて家金玉乃孝城なせうおもしろふかより
きはのとうせんあ中ほくこうの仮をはるへて久々さ文城

[illegible]

[illegible]

代々[illegible]

西山堯[illegible]小村彰考鉞懲裁栗山深助成信り

敦溫文武於鳳詔[illegible]ハ右御製乃[illegible]

[illegible]

鳴乎我

公而至此耶

公之德可以鎮山河山河不能容

公之身於日東

武文誤

公之氣可以蓋万夫万夫不克面

公之車於蒼穹量包天地歟何不與天地久長才拔万類

骨胡為與万類俱亡皷湯溫武於鳳詔仙化奚鞭麟之

遥拾収墜葉於扶桑玉碎奈與霜林飄天將使史策垂

成而廢耶又安知非使文星治昌條銷欲忠臣就使之嗚

呼亂賊誰使之嘲吒又將就使之師蹈海魯仲連而懷通

信斐文籍乎嗚乎

公惟知其可以益人而不知其未益已惟知其可以據古傳後

而不知其未必同調於里耳惟知慨三良嫉姦猾而不知内循徇

流孱懦恐毀惟知惜名器揭綱常而不知納笑宮闈求媚俗

吏嗚乎世以為智欲所知者義人以為不智欲所不知者利故

正笏幕府内外仗信猶之九鼎陳廟華夷可鎮誰謂重
器無烹粥之進婆娑林丘遐通傳誦猶之貔虎出藪四
海為頌誰謂瑞物無術轡之用夷齊逝矣誰不子厥子
而惟倫厥倫文王邈矣誰厥君而厥臣以臣西山之欝
公擇而居梅里之馨
公題以碑桃橋烟鎖龍塋雲歸別春會剪梅之詞已矣已
矣臣將何期嗚乎哀哉

栗山成信拜

○ゑとのふたみ

續古今集　　前大納言基良

ふるさとのはるのみかはのなかれもの　ゑとのふたみ　ゆめ
ゆめ　ゆめ

源有長朝臣

續千載集

ふるさとの　ゆめ　ゆめ　ゑとのふたみの　ゆめ　ゆめ　なかれもの
ゆめ　ゆめ　ゆめ　ゆめ　ゆめ　ゆめ　ゆめ　ゆめ　ゆめ　ゆめ　ゆめ　ゆめ
ゆめ　ゆめ　ゆめ　ゆめ　ゆめ　ゆめ　ゆめ　ゆめ　ゆめ　ゆめ　ゆめ　ゆめ
ゆめ　ゆめ　ゆめ　ゆめ　ゆめ　ゆめ　ゆめ　ゆめ　ゆめ　ゆめ　ゆめ　ゆめ
ゆめ　ゆめ　ゆめ　ゆめ　ゆめ　ゆめ　ゆめ　ゆめ　ゆめ　ゆめ　ゆめ　ゆめ
ゆめ　ゆめ　ゆめ　ゆめ　ゆめ　ゆめ　ゆめ　ゆめ　ゆめ　ゆめ　ゆめ　ゆめ

○右大將長親公　法名明巍　耕雲と号す

契沖師拙ろうかいて沙々南朝ふて京の大綱を成位
てまる累代の人なりとも和朝の後の集ゆ明巍法師の歌も
まる心ゆふに仕ろう人沙々好書たゆ伝承抄跋と林家遺安
法下の卵遊ふ明巍ハと拙ろ仕ろ自由ふ書

[illegible]延政門院のわさねもの牛はつの文
[illegible]なりいよ仙源抄跋とりてかきそへ出家の
の法名一覚なりてかきそへり林氏八明経の後行のうりと分
[illegible]必定かの跋の名ものかうてぬきまねときたるれ
たりとおぼゆる

○大伴と大友

又いとくもれる別性なり大伴を道臣命より末まして首の武
日の家なり淳和帝後よりもたせ行てもと御名大伴なる歌大
の家なりてたく伴とふ大友ハ近江流賀歌の名なり大和
物語ふ思ふの中かるるの歌の作人とてもあれど流賀
四作い高きたるしいふ流なり古今集古今序にられハ

ち大友黒主とかけるとあれ歌の名作者なる大伴黒主とかけるを
伝写の人本源をたるね誤なり

○後拾遺集の序

後拾遺集の序をもてたるふ後撰ハ古今ハ
試みるひるしハ拾遺ハ古今後撰の序試みるある
八世集ともとるとあれ知るり後撰と古今ハ
序ものなり拾遺ハ古今集の序ふとひとるる中ハほ
しるれるの集ともおぼゆられて撰たるとられ
半ハ富也　又拾遺ハ古今後撰の作者ハ今ふ後
ものを八歌ものと後撰の序基と別人なる事ものなり

○千載集の序

大和みこの歌いにしへゆふる神代よりきこえたる紫
の名をあふひ草とまきみこの分とふ河
新後拾遺乃序ハ也云云此序まきみこの分とふ河
ゆふかけいふ歌ハ真字序万葉ハ歌ハ万葉ハ
見也万葉集十六小姉ノ神ハ天ノ
神の家をとりしくいふ所ハ用ひ給ハ
おしなべてふ字や尊命ハ字ハ
教訓の字をみこのことをもふ
喜撰式と教撰のよう手れをハ不書ヲ　浜成式ハ表
ふるたよりあり

○新續古今集序

天ノ地をあめつちと云ハ
みつ源朝臣ひとしなひとる
あ川さらやあるいと野をけ
ふるとしてふる

今梅小柳ハ周亜文ノ故事ヲ
て和名ハいとりと訓ノ
ひやまりて紅ハの常ヲ

○常世ノ国

垂仁紀日本書ノ時天照大神誨倭姫命曰是神風伊勢国則常世之
浪重浪帰国也　又日田道間守至自常世国　雄略紀曰水江
浦嶋子到蓬莱山歴見仙衆

まことに神仙の境あるひと疑ひなしとぞ

小序

舊事紀云天照太神中略乃入于天窟閉磐戸而幽居焉中略往常世國日本紀第一云廿三年名命行至熊野之御碕遂適常世郷第三云三毛入野命亦恨之曰我母及姨並是海神何為起波瀾以灌溺乎則蹈浪秀而往常世郷矣第四雄略紀曰不謂疾彌留至於大漸

こゝにおいて黄泉より神さらひ玉ふ成いと

○牡丹の和歌序　清水谷亜相　実業卿

一品宮さいゐんのおんとき本草薬を庭園にかをさしたまふ

まひて愛樂たまふ花のとりたまふ枝さうかは天竺国にはなをみるに地をわきて相壺一のとい天帝の手ずからなをひらけ咲くれば花のうへ洞のうちかくしてはいつくにかひとりとやせんとてくにとも毒をあためれたなをきのなしをそなりあるきのなしをそなりあるこうとも無るさ面なりをそなりうとかるすれるるをれる紀乃はいうれるれ第りてを根拔よりをとれるるとをもを落書とをそふ奇蘭乃品をを論すへきふをきいひなるいかをやをそまりはをを道乃紀をうもるる術第よこれ紀の方よみて面つすへき命ひをを蕪河一篇をはるうて早懷

[illegible]

[illegible]竹の園生ふる

[illegible]

[illegible]

余近歳愛玩牡丹

上皇嘗賜

内園奇品公侯亦若見惠貺當時稱名品絶種者遂為

園裏物清行谷藤亜相以嗜好桐符賦和歌見贈不勝

感慰漫綴唐詩一絶酬之博噱

愛賞不分緇素情

何時得會洛人評

斯花今古擅佳名

春樹暮雲相潤久

一品公辨法親王

○沙玉集

沙集八後崇光院（後花園帝父伏見殿乃始祖）乃沙集なり之年所親筆

とおぼしき所あり この沙ふくろ抜しかり 沙ふくろ数二ヶ余有也

作りたんか 一ヶ所に四十ヶ所を書抜作りし紙大災にうせ

ありたる二首記憶ばかりなる沙

池亭

世成秋乃物おもふ池の亭はうゆ姿らの風もうそ八さうゆ

埋火

[illegible]

○童形の懐紙

親長公日記曰文明六年七月廿七日内裏和歌所會伏見殿宮

御方安産之後出産所御懐紙を拝して論ずれば安産所に公卿の
上にかさねぬるよし後鳥羽院御産所御産の儀式に其
例なるべきよし議論ありて両論の結文女房懐紙に中御門宣方
今按伏見文邦高親王御産所の時也

○年かさねの歌

後成卿九十賀屏風春帳の歌　有家卿

ふるまつの春なりけりと山さくらいつかは咲る里ちかの
春ぬ御所にて歌を西行法師九十に成る人を年にさそふ春
なくや風ふかぬ日よりも也

○をしかなく川尾

新拾遺集に源上人歌

かほるらいとなるのうの川波にうかぶ水のみの影ながめも
ぬ御所にて万葉に山吹の花咲のうの川を思ひかけて
ありしを思ひ出て雅経卿の歌に今の歌を思ひ
のくいひて山吹のうの花ちる中やいくあるらん

○ふるくしの山

城河流中文の上流ふかく
時雨ふる山のもみぢのうつるとて
人のくもりなきかげをうつしけるかと
いふをうけてよけるいとをいとをいとをいとをいとを
○自葉のいまもいとをいとをいとをいとを
ちりかかるやいとをいとをいとをいとをいとをいとを

續古今集の中に紫式部が詠し侍ふよ自撰自筆の
私家集ぬかり〜きたれば女房中ふ紫式部侍りし
き生涯の経歴をしるしたる日記の趣ふくるものを
らもたり又源氏物語をとりくぬ人にきく論議書に侍
ける人るる日記をとりて後人せてらるなる紙墨にを
て風俗用を成紙面〜たる物語をもり〜と八源氏物語七論と
いふ書に侍る物語をるる〜作りぬ南北八後の人は考と
まちはるふれん

○黄河 そう菊

後葉和歌集序にそうきくれ以ふ河てもみて手たる
八黄河の由百年ふ一きひもむとそう菊八黄菊なり
とそう浜成用ひたり世序八長門守家の紀入乃家起乃元そう崇
徳近衛の朝の人なく大京三家のうちをよそう寄井雅
章卿と 永代の秋なりはふ河の名やうすよりみちの
永代かうんとそうたりそう
桜をそうに大の序に一本にそうきくのいたりをてもひすを
てそうふ河きを筋なり契沖師ふいく論をいと
キそうを又後ふ以つをいふ写〜かてそう序〜なるとち
そう又キたるふ序〜きそうを物語のあやゆりと
又をたりそう以り今八俗見致経の四郎ふ御をそう
拾遺集よかそうそう柳をんく

○かそう柳 契沖師のかそう

仲文

河柳いとみどりなるあけの衣なるら新
うつゝ物語南の高くかゝるあり柳ふるりたまひ
て大文
名ゆ[illegible]あもの[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

○建碑弔正成

元徳六年の秋なれば楠家八忠義始流[illegible]
て五事に記しる人の墓表のあらはる成
西山公[illegible]て作る父帝宗源と拯涕の淡

川のつゝいされ碑をたて田地とその[illegible]
実[illegible]れ永貞[illegible]
家[illegible]

嗚呼忠臣楠子之墓

碑陰ハ夢[illegible]先生[illegible]正成畫像の漢[illegible]
刻[illegible]

忠孝英乎天下日月[illegible]乎天天地無日月則晦蒙否塞
人心廢忠孝則亂賊相尋乾坤反覆余聞楠[illegible]正成
者忠勇節烈國士無雙蓋其行事不可[illegible]見大抵

公之用兵審強弱之勢於幾先決成敗之機於呼吸知人善任驍士推誠是以謀無不中而戰無不克折衝心天地金石不渝不為利回不為害怵故能興復王室還於舊都諺曰前門拒狼後門進虎廟謨不臧元兇接踵摘殺國儲傾移鍾篤功業成而震主策雖善而弗庸自古未有元師妬前庸臣專斷而大將能立功於外者卒之以身許國之死靡他觀其臨終剖子從容就義託孤寄命言不及私自非精忠貫日能如是整而暇乎父子兄弟世篤忠貞節孝萃於一門盛矣哉至今王公大人以及里巷之士交口而誦說之不衰其必有大過人者惜乎載筆之士闕考信不能發揚其盛美大德耳

右故河攝泉三州守贈正三位近衛中將楠贈贈明徵士舜水朱之瑜字魯嶼之所撰勒代碑文以垂不朽

後の二首　西山公

薨〜玉ひしこの方　飯沼慾斎中村顧言字新八郎奉碑

乃詩十首の中に其四

立言皆大義　修史最精明
特筆壬申亂　雄論南北爭
牝雞難繼統　姦猾不逃情
異代聊知己　建碑弔正成

○弔楠公文

今井弘濟

浩渺平沙之渚遠含滄溟以東洋亂峯欝紆之境横控
播州而為疆人煙扶疎乎丘岡雲樹上下於斜陽蓋以三海
之勝界冨乎兵庫之為名灰聞楠公死節於斯湊河即其
古戦場也恃詣墓塋敬弔魂靈嗚呼哀哉寒威凜冽之
歳惟有松柏而凌霜國家喪乱之秋恃降罰正而示負昔
者元弘之際王道凌遲武臣放横帝怒整旅大憝伏刑當
斯之時髦彦如雲英俊似星列土分茅功銘旗常天下初
定人仰治平何意皇綱紊解禍復起于蕭牆女謁行乎藤房
去終説進乎護良死於是乎利叛乱亦松颸起州郡烏合蠭雄
虎視向之所謂壯夫健將變成特勇翌主之子循吏文人
翻為賣降忍后之士斯時也貞烈慷慨整暇從容始則奮
佐命之威終則全殺身之義畧埒樂毅而有餘忠比諸葛
為匹者唯有楠公而已公嘗遇風雲之會得挺龍鳳之姿夢
兆有類乎傅巖猷謀不恥於下邳深抱盡瘁之志遂奉勤王
之師沉毅難察攻守奇策雖測正奇轉化因敵剛柔隨宜巧
盡守備墨翟之所以全孤城能用小枝田文之所以養鷄鳴及
其朝廷失鹿元師敗外公之良策不用嘉謀無取既受節度
于人進退不由乎己率練而法嚴雖曰節制之兵將能而君
御遂成羈縻之軍於是公回天之力無施貫日之忠弥絶鷙擊
電掃烈氣于雲蝶血吃創沙石朱殷遂決死之心忽殞不
資之身嗚呼噫嘻死或重于泰山或輕鴻毛公之云亡謂之人
乎謂之天乎然而數百歳之下聞公之義者懦夫立頑夫廉

老者壯窮者堅是大有裨于風化也一杯孤墳萬代功名
梅之先春兮公德惟芳松之後凋兮公節惟負對墓樹
而懐古望山河而悲傷墓上有梅松二株

今井弘濟字八小心初名戸乃產舞水先生門子彰考
館より先生西國へ使りされ世濟川の廣巖寺へ
きりより歌を借て半分し文ちり

○源氏目録乃長歌

道遥院内府實隆公

源氏ものがたりは　あるかくきえ
きりはたるよ　よそにうしと
うれしなるよ　はてきき　を
うばきやや　歌そうふ道乃

夕かほは　いろはとう
ふかよもつも　はきとうし
紅葉乃賀　花乃え世
むらひかきう　かを試ひ
おくしもも　あふ歌くさ
寸間のうみふ　はうおの枝ふ
あうしうを　わくきす
きけさ道生　まるちふ里の
加茂うの川　きりにて
形ちに角元義　きひそうふ
うきくもよ　みとにく
秋ちの夜　あふせ紅乃
きぬ衣けいせ　松ち波や
月うの分も　ものうおそち
世をあさかの　きれの波の

ゆふり思ひし さやえ子ら かけて志らふ
玉か川浅 らうたよきの こ川祢乃ひ
ひらきる花よ まふこらふ かうきかるの
れもひさから さかちかりき さふする川や
やり水涼しき かりや大志 鶯さきの風よ
あすお肉よひ ひりくりね こ南きえりを
萩も庭つゝく 萩たこのま 肉まのちらハ
こまされしと 折る梅えを 小原ふやせ
とけわし萩の うらならかれ かふとそたし
わられ花も こり花かハき 背ら我えく
よふふえのねハ おもし海や 庭よのそらむし

こ思ひらく くりおりきり 秋なかおく
こおりまうし 水花のりま まふ海しの花
わらも古く くもかくれわし 萩中乃月
きく紅葉ふ ひやらふきやう こ川のふ紅梅
多なかし 志ほふ婦な すけ川や
やそらり川の もしひえ乃 乃らきそれし
志ねらりく さに志さひ 河な渕さを
ちりぬくれの けむらひも かたわ気なる
庭もり水や 庭きりえし あ川ま庭乃
乃ら花たよ 舟ゆらら 鰹のおる
かな海ふ紙 松のふ花されし 手なさうひを

[illegible]

○民の愁　後京極摂政

おほかたの世の中にまつしき民なれば

春宮大夫師継

[illegible]

一雙の好合[illegible]

伊周[illegible]

[illegible]

○[illegible]名

伊坊[illegible]

小忌衣[illegible]

[illegible]

[illegible]

○市人称官名

[illegible]

[illegible]

史人[illegible]外郎若古有中郎外郎[illegible]

今人称郎中鎮工称待詔[illegible]博士師巫称右保茶酒称院

使皆然此州率名多不明之因習也国初有称

○[illegible]

資益王日記明應十年正月一日云諸社之遥拝之後三献

有ゝ次看經次御コワ次ニ此目始　海人藻芥　中御門宣方卿子恵命院僧正宣守ノ作
日公家御膳飯炭強飯也執柄家ホ如此姫飯全ク不罷成也但人ゝ依好悪用ゝ強飯略飯湯也而近代姫飯時ヲモエナイフヒヨトヲ召ス不叶理者也

按ニ和名集糒糗（和名比女或説云非米非粥之義也）とありて飯ニ別ニ粥ともして和名之雷加由薄糜也とあれハ糒糗ハひとすし粥にあらん飯とおもはしめとも今ハ米炊を糒糗と唱へしむ事なるへし

○色紙和雅　閑居諸友

其御作よりの文ふいゝて和雅集并中ハ考へ以ゝ蜀氏将軍以来天台宗僧徒と見て中ハ號し小慈鎮和尚ゝ作あるハ顕昭の作なとゝ中ハ伝大臣の尊人の手より出ほとは見えて桜抄ニ以て作ハ閑居のなとゝ中ハ慈鎮の作とも中ハ枕もとに見て中ハに入宋の事ハ作ハ松尾證月房慶政上人作とも所ゝ僧ゝ家隆への餞別ありて入宋被され又明恵上人ゝ将意とも見えハ明恵僧ゝ其ゝ末集ハ入ゝ所僧兄道心者なるに　其儒子之ゝ也しもなされハ其ても松虫と庵主にも閑居友より出中ハ又中ハ院同抄序ハ万葉の事とも有るハとても紀也て名まなきと云ふ是ハ古今にあり以ゝゝ如く万葉集ハ満ゝく其外ゝまりかよ事の物をすまふうなしと侍ゝ

○梓世

烏丸亜相　資慶卿

さめかりの六十年行学ふるやなに袖の月きよ[illegible]

松平大和守直矩朝臣

濃りあれかたるね若かかりなる[illegible]

今梅大和守敬の歌てきたる[illegible]

ちよはさしたる[illegible]

咲きちらす感情ゆうやゆ[illegible]

四月十四日辛丑六十六歳号天祐院徽船道駕居士

○杉岩柯求翁句

杉岩翁京にて[illegible]元禄二年に七十歳卒

七十かりけり去

けさそ見て杉ひとりなやいかに[illegible]

春月吟

ちりぬ枝のあれとそ[illegible]月八歳の[illegible]

古今去月

星い行きて[illegible]

風静花恋

梢さへうこかぬ夜乃春風よ[illegible]

沖の月清乃甲斐[illegible]

庶のなく[illegible]

むさ[illegible]

清盛恋

宵のまの[illegible]

信濃国に住する妖の男あり〻旅
人乃〻かもひ〻きたり乃かゝ家ハ
ゆ〻しきもの乃ゆゑ世〻ゆ〻しく
ゆ〻しきもの乃ゆゑ

○反名

公卿補任云大伴宿禰旅人 天平二年十月朝任 大納言 改名法等

今按名とあり〻なのりしとあり旅人と法等
ともかゝるハ史と有法等なるべき馬飼
と字合なれ共中れる数なり反名なり世反名の事
なるべしなりなるべ五天平元年十月七日
小大伴法等薩摩守なり二年元年の字かと紀に記せるべし 俗日本
紀聖武紀小弟人薨〻ゆ也ハ姓名なるべ〻れぬ

事ゆ〻かなり反名〻いふ世俗知ぬ人の弱なり〻
又安倍覚宗覚満より文の次く中たにと紀長谷雄
と称ぶ〻うなゝ云名清行と所出て世中ゆ也て

○家持ハ美男

業平の容貌〻なる〻かり〻世世〻いふ伝ハ伊勢物語
とよむ人ハ〻ゆ也ゆ也ゆ也家持の事ハ万葉集ゆ
ゆ〻〻り流布ゆ事ハ〻〻ゆ人〻〻万葉第十七巻
平肥氏女郎〻〻十二首の和歌ゆ家持ハ風流の美男なりを
ゆ〻わゆ事ハ小笠女郎〻紀馬卿の紫〻〻〻ゆ也
より発ゆ発人〻〻ゆ今ゆの如ゆ〻ゆ〻ゆ〻ゆ
女の心ゆ〻〻ゆ

○源士石外

石外わかき比より長師宗如と名乗りて高田伊豆守信
幸新陰流を習へり劍術活法を指す手利くゆゑ大なる
結出来なく結ー神名彫小角ちいさて道成たるみ禅
茂の学小沼く宗林小ちへあるひてあ分ものく行ー
みるわれたり出なく光徳寺に流儀師の宿へ
られ侍ー

みち師を指活刀小業ー結ー行りて七ちう考ん

人の家まて庭の出ちる試

一東上静小ちまを吹活を山ちを武ちりんちの
源道活後ハ右衛門ちう号ーける正徳年ちう二十年

いちりわれる東海道の沼津ちて月角りぬ七十二歳ちて
かたるとちう源道の志あるく書ちを武行けるを

○吉川惟足

神道山に入るとけ入るく正道ちを教ちるく沼ちの
活ひちを活ちとりて　古樹へ九歌武新ー今ちを
ちをみ行りちを
ちーこちのおちりのちを活ちまてう紀と伊ーちを考ちを
世成ちる人ちちをちをちをて行ちを沼の伊ちの紀ちー

○さくなみ

玄葉集紀貫之
老波り浦風ちくちちなちを月ちを武ひちを武ちの演松
契沖師ちいちく海風のあちを沼小松ちを成ちるいちをちを

[illegible]

○[illegible]

山家集

[illegible]

[illegible]

○梅乃[illegible]

山家集

けさよりは[illegible]

[illegible]

[illegible]

月前旅行

山家集後鳥羽院御歌

[illegible]

[illegible]

○[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○光孝院

元慶六年二月の[illegible]

[illegible]

民部卿[illegible]

[illegible]

西山公

[illegible]

四あさかるぬまく半うたしたり

○西山の賦并序

藤原為章

万葉集に布勢の海の賦、西山の賦二篇を載せ、前者は
ひろく清浦の景を叙し、後者は奥義抄の序にもとりて
始まりをとへらはせの賦は古俳諧
文の体をかりいでもあらはせ性情をうたひて
こと葉ひろく六義をかねて出でたる賦の西山こそ
今や為章が文賦にかとふて

世の賞翫と製作とをかねたりと見えたり文和二年
中二月七日なるものひろとあるひいにしへ歌行
て後半篇は文まさに八文にしたがひ句をかるもの
ひろひ性情をうたひて六義をかねたるものの
ちなるべしとも始半のこの篇よりのちの世にて盛んに
ものせられたりとぞいへる
もとより元禄四年の秋石川丈山月の賦為章宴のはん
けりてものしたりしたるにやとおもはれ
ねかりしにたひて西山のいにしへをしたひ
松のうしろにおのつからよの人事にかかはる
世をのがれ

をたちてをくをみるにり霧たちて柱のもるかまつ
風のまのをらはをあ祢の高ゐ山にをくあや
をみるれい久ゐるの帰嫁ゐるらいをゐるふ氷消の衣
祇園会翌風の冠といをく紀瓔珞の履をふををのみ川の
星たまれーを光彩ゐるら祇園会ーゐ章祇園会へて
をく中納言の君をーをたゐひの住舎をゐて邸宅
雑箱を和廣寒の長ゐひをまー蟾精の光ゐる祇園会を
いても松人間富貴の家をひ天上のまれをを物こゐー
光をゐるーに今宵をんをめて泥山ゐれきをゐれを物ゐ
きをゐるをてをもゐるもをーれをの文ゐ祇園会ふをみ
くらいむのひをゐとゐ沢をーゐをへまー今ゐりへ方ま

をふ紀行の氏ゐ世くゐををもををかをれー和光澤をこの
むゐ廉の時あれを君ゐかる氏ゐ物ゐるれをを物
をひの琴ゐまゐをゐをふ久義ゐを面綱門の奥祇をこひ武を
を面北市のゐ紀ゐひを増井の寺和をゐかーひーふゐる
瑞龍のゐをねゐ君ゐかをゐゐのゐ御霊のむりゐかをゐくを
君のひをこれゐをうをとゐ面りををゐをもゐの
山家ゐ祇ゐをゐ面ふゐをを谷水をみをーゐををゐをへく
ゐ紀のをゐをゐゐゐ面ふを芦のゐをゐを板光ゐーこ萩ゐ面
かを栄ゐ門をををーをふをを御代のゐゐを
ゐをゐゐ身のゐをゐゐをけををみのゐゐをををいふ
をへまりをを四の書ゐゐ縄ゐまれをくをひりをふをゐ

けふまりやうやしき弥の神花みち開の六作しかありて出し雲
武のいま給はるも乃ち佛の三作しかれは清さうりきいあて
ましひなし古かき杉乃影ふみちなりに雲まうるもわくう
白のなにあなもふりなま山乃あらくきひしもいさえて紅の志わ
折しうき夕ひも無くうなし物人なかま此君の志うし幽賞いうま
ましく折りし玉ふるよしいのちあけ給ふ御しくいまう何しく
きこゑへし耳にまて由りて破れ孫なりて給ふとはあゆぬ念う
かいたくろひ初まへ小家毛は細くん雲は笑くりなすりさし
てかくふへし物人く今やうしなくしう白ひかなるりふ小露もいとの
ありに平りえおもえて今宵は山てあいふ三五の秋しさし
れますまさくあまりもまり

此松きと思ふとし白妙の窓今にて半ねき給ひしれ侍醫
井ヶ玄桐ひなかかくりて此つまとしくちくれかかれは腰が入
まゆりしは奉行寵称めいしく紀趣向あれ君御
うんとし祢あるハ何の家の仏たふもしけいふ類なる名し
又前ハめしからくいひしく分何ら人の皇教作りたる
ほくそみてうも侍へ出にて笑ひ色玉ひぬれりひ出ハさ
礼も一場の夢なあいふ亦り

○ 長山霄子

霄子ハ江戸府城の士長山七平某か女にて奉行職卿足右衛
門縫殿妻なり夫妻ともにあいひも何まし色奴婢とかへりうて
兒くなりもとへて肉親も浅からぬ婦徳らはなしれの中に居

物綱常ハ家婢乃所生なりしが母なるものの子
その婢をあるくいるくなりて湊村の某に嫁しめ綱常ハ
養育なり年ゝ所生なりしを母なるの情いとあるを
はなれ綱常ハ常に苦行なるを婢乃ち家
婢乃ち知るといふ事ナしかるを伴ひ
おはかりし時病をうれへ乃ち子醫家となり
ゝ病しるあり人めはばかりに育子醫家となり
世養蔭へ行ひて来綱常ハ神倚守の教
ゝ乃ち知れ行ひて世の厚ましい人ゝ乃ち世の中に安母絶
母のいまし知るなり伴りたん家婢とをひて綱常ハ
知るなを婢ハとをいとなりたるあふ人ゝ乃ち知るなて

試經行人をまとく女職なりしを古人のいとく行なを婦
人のひまもつ紙妙をもしるを妙なを百姓を捨ふ
乃ちなを嗚呼宵なや妙うをけもハ世の中ハ妻女のなを
なりなりまをる綱治人ゝ乃ち婢ひまる若侍ハかを
なく育子心をわけて行なくかひなんと行しゝ或
時綱治他行なを留守に行なを福やかなるひ人ゝ乃ち兼て男を
やなりもんかを行なるを行ひなをひくを切れハた
なりこいふ家をなりふて孤小なけをかさりの衣裳ゝ乃ち
きをなりなりなをものゝ綱治婦ゝ乃ち見て見なくく
のなりのなをはをゝ乃ち成治なりけるを知なを女の容貌
なる事かなれなを行なりをなを行なを一生

は飛のこしれはやうらふりまくのをとけるを半ばかた
比宥子はいさゝかよきよう続かりて縁沼にまゐらせて
家のうちにはさらにも申さずおのづからめでたきことどもなりしかとそ
何ひとつ婦徳を思ひつゝ起りし時書に賢女節婦
なんとしたることもなきよろしきにいまさりて行く
正徳二年春より病にふして同じき七月廿四日に卒去年
四十二葬江戸駒込乃大寺ちかくにおさめて妙珠院月洸
日念にたて名乗りぬ嗚呼むかし見すへからむ
貞烈乃婦人なりけるかな

文政十二年五月十四日写之　中村直衛

年山紀聞　第四

目録

後柏原院御製　揚名介
三つひら川　菅ねとの
そくちうる文　なき物しらし
屋代のきうはらしき　谷ゝ
勤臣　いな哉
玉はゝき　のち湖
白酒黒酒　崇武部
天子御法諱　古山前定
蟻とほし　ゆふかの月

雄略の歌
浦島
角ちるれ
うけちる花
蝶夢集の序跋
也旬
隠岐直清
たきれば河
くそ物く
釋万葉集跋
哀悼の歌

雄世の歌
山菅
山ちはな
通茂公の歌
今式部れ
一里
和漢同趣
男房女房
二樂
大串元春碑
孝子弥作

年山紀聞　第四

○後柏原院御製

をしなべて世のうきなみ波風の生ぬ物なけれ
ばなるべし此世代は足利氏の末にあたりて京都の騒乱絶
の時なりしかば古草のうもれ埋もれ物の用ひ難きを
する事とおもふ天子の御位にて嘉月おもふ
にもかなはぬ世の中なれども天子の御位にて
ましますの御ことなれば御歌の作りかたも
眼目なるべし米いにしへ
大樹より引出の大名たちまでも此御製を
うけて天下國家を治めたまひて士農工商おのおのを

と仰て王道よりたつる所也

○揚名介

薩戒記日記親々 應永廿三年二月廿七日除目所今度右府時

被申之文揚名介申文也件文云 被任常陸介

正六位上藤原朝臣國貞

望諸國揚名介

應永廿三年二月廿七日

世九日記云揚名介事自院以葉室中納言被尋下云揚名介先

例任國并清文之注進之世事迷惑凡任山城上総常

陸近江等之中見抄物世々大内記為清朝臣後日上皇記

揚名介事被尋仰外記良賢入道常宗常宗注進之國其

時被散状不審之世事若以源氏物語之説可定一國之中

恩顧不今度中文書注出揚名介云々御不審出来云云

或古人物語云源氏物語云々揚名介濫觴也人々

称之源氏明寺殿被任揚名介濫觴也人々

号濫觴之時又因揚名介濫觴被任揚名介被申也而云

右山城使濫觴的任出恩賞揚名介事後々毎度

被任云云此的以来人々皆揚名介知山城介事云云

為章拙者ハ如此義抄揚名介山城介濫觴源氏

物語乃い所也のまと定めわるし古の説國乃國ゝ所也

物語なれハ只あるゝ所なるといふんなるべしと書給ふ

○こゝ略之

葵の花ふそのくちりわたしのうちひさしくさうをあみ[illegible]
かるくよせひて性光めてもちたりちひかるくさくに不きよ
さまふいあるてひすのうれまいるせよ性光祢のこをいくつう
たうようくさうをいくんくもめたりて中ちは分ひつまて
りあるんかくはるまふたもうえくあちめ
河海抄云実のあの餅をあくちう云る歌の餅い一色なれい
数くはあるてくふあるり　契沖抄云不記云
たをけるくてくふくたる　数のいあ数のかほよ行りいう
くとりふはあるくに実のあ餅のはかりくたのくらう一
くりをくのくまくるくる　紫式上の年い嫁娶の年式よ
りあるくてねくみくりたくくあるいくひのくる

はうりかて穆侯なくむうためるりあるひうをくらけ世よ
いくうの物ひくりをいて九のくくをくれくを文をけり史記
云晉悼夫人食輿人之城杞絳縣人或年長矣無子而往
與於食有與疑年使之年回臣小人也不知乞年臣生之歳
肩甲子朔四百有四十九甲子矣其季之一也吏走問諸朝
師曠曰魯叔仲惠伯會郯成子羮臣之歳也七十三年矣

○いとかなその

赤深澄門家集にうくあるくくよ来うる人のくある物ゆ出くく
なくいはくめて いひあり
ものくの朝乃ふ女郎記うりあるのくを者ふそや人をうあるむ

臣一

宿かやどりとあやまりて物をあたへかてんと
字治拾遺に平貞文が琉球国へ行たるに人をたのみて
ていぬれば物乃うへ遠大ほのかにすまいてこの物をはな
し記ふをとりかけてたまものをあたへてえ
らんとて
宿世物の半世界に書接なきかたりかたねを掘りいて
くるもへ〻きく歌乃半なり乃式禁中を解と
人の宿世なるなとなり〻なる礼と入てる紙なるかなと言る
物の紙をいかにいふ法い方乃ちに物をあぬ人乃作り方なり
○ちくちくり

百十六
五門の忘乃ちくりもむ百なるちうに公れて表をあさん
印釋云ちくりもむとは国方に通れて殺をもあるう
又なく接実式ちくりもそいかや百なるハ多ちは
きりり百なるも宿門なるもあるか同一百なるにふなるの一
名物なるにてひきみていふ府百式於てなるといふそなる
百一八雲物なる尝ちなる又接実式なるとなるたるハ
尝式百ちくりと云法なる俗て此歌と思ひきへられなるう一
首の意を寸七式なるハちくりけく考えちくりあるかく

百十七 山口女王
○なるもしひ
物思ふと人かたくとなるしひ常にあり方をかひつく
印紙云家麻張ハ然乃字なり和歌の意は生絹也生ちハ熟

さへき物のまさに熟したるを調ずるに心なき上達部
なりいかなりし法ハさるべしうらおいく法てなん
うらうなり今の俗語に或ハ面なうとゝなるハなほくよ
しく半なる宗なり俗今ハとうすに大分乱れなりも
けてなしい水なれハ湯わかしたる術ものなる
う整なり内もハ世欲の宗思ひ成人の法ものひあ面
面なるよ美よみをしとなるひしいあましひるる半なるを
○屋内記　うりき
玉鉾の世川ふりしきあれと表成やうしなりなりよ
御秋云秋住ハ世川ふりまと表心ありてうかしき
人なれハ内に問ふまひつれとそのほうありしても

美人中内りうきなりやしてうきを恥ひきなり俗ふ情ある
人と屋さし記人ひいふきを情ありて和しまいふなり義
葉なる人をな人のうたをあとうれしうしひううし
なりなると英葉成うなし二類を別して俗やしてきを
則情ある事しく思ふハ浜なり古今に年の男ハしうやさ
しまお行ハ物語よきちふまふみうしのなるまもむもたつう
ゆも人少やさしうく源氏古水内らる今ハなる今めう
き人と成してすてかしいむるをみを人を成てそひ
ものしなまいんを人少やしかるしを見ハるれ内ものなり

○答く

万葉第文山之根良今反恋情歌分注中之　天之内ふを根

たよりて行ぎとするきわこ

御歌云第六に云橘史麻呂をかくらみしうに谷潜に手りん
を谷くてまて蝦の実なこかへるといふ谷もをもくらを
くれい世なとおもをたる白々〳〵草とくるるにて鶏
とかやく鳴いふめり〳〵延喜式第八祈年祝詞に谷幔
狭度極に白ふ紙をたかまく長さ七後人の行やまれる長
さ白ふ紙

○勤臣

天平勝寶元年の後河守猶京造京人の猶へる地いさ〳〵はな
むとを世〳〵文德実録に見たるより東人は九位の通〳〵
たる名倒し載さるわらう

○いさ野

万葉第十六に君を誤もト略
御歌云誤ないさとうめと長を今梅日本紀に誤とせるあう
もうれいいなもせもとよむ〳〵後の方のいさもいさもをいひは
かなもとをとあり

○むはくき

万葉第十六巻の中の歌に部玉掃帚天木香素方此
御歌云玉掃い第二十に寶字二年二月二日内裏にて王に
小玉帚を賜りて肆宴あり各時に彩物の姫を用る
乃きふの玉帚とよめるに付て先達の異説まちまち白れと
今の歌毎に方に倣て玉帚八草の名なりとをとうりはまと

いうの草といふ事をたゞしく帚にたゞしき
字書とゝ云ふ云菊王蓂郭璞注云王帚也似蓂其樹可以為
掃蓂江東呼之曰落帚又云蓂馬帚沒似蓍可以為掃蓂玉篇
云蒐莫耕切若草可為帚此中に先年の説く蓍説いまゝ中に
玉篇これをたゞしきやゆゑ
むはくきかりこ謙麻呂むろのうし
をつめうのうくかるゝ
御禊に云謙小麻呂なりて奴をつの中に比をり
御追考に云ゝ面ゝきかりこ謙九とよゝたゞ八卯を後小付
きる禊詞ゝ云ゝ初ゝの名なり似帚をはうい水行
ゝてゝるゝをもいへゝ初名なる時よゝこ説くゝらへて只乃
帚ゝ箭ひゝるなり本草地膚の下に獨帚落帚王蓂玉帚掃
帚ゝ帚ゝの実名叶て王帚と玉箒とは玉帚ゝ似ゝり

○後漬

夏
鴨川のほとりに毛ゝ川ゝ流もあいむ妹ゝ八釈を今ゝ
御釈に云後漬を下漬の意なり神代記に云上漬是大疾下
漬是大弱に云今按ゝ川ゝ八弱ゝ義ゝり

○白酒黒酒

万葉第十九天平勝寶四年青二十吾新嘗会肆宴乃歌
浸三位知奴麻呂ゝ人
天地ゝ久ゝしかるべきゝ代ゝよつゝへまたゝんくゝるきゝのあと
延喜式廿四十造酒式云新嘗会白黒二酒料云云又造酒

米五一石以二斗八升六合為糵七斗一升四合為飯合二石九斗
各等分為二甕糵浮酒一斗七升八合五勺熟後以火佐久戻
三升和合一甕口方秡黒貴其一甕不和是秡白貴
白酒黒酒法剛いくはきの戻紙入るとはるふう
てのるるり

○紫式部

今は昔物語云今をもつて越前守為時とて世よやさ
しかりける人は紫式部を娘に為時は源氏物語作りたる人
なるを聞て式部を呼て云はいかに源氏物語作りたる人
は地獄に堕ると聞はいかに式部答て云はいかに
地獄を見てこそ物は思へ見ずして何にか物は思
はんと云ける初て知りける物語
内侍が前に白波立ているかること物語作りたる
こと世に行く敷乃ち内を見ひらくに今物語作りたる
そこと聞て物語作りたる人を地獄に堕すべ
ひらく世を見つしくるまに半ばいひかけて式部
有さまかるめくたるこそ作り出したる人を地獄に
堕すべきにあらず中納言殿の娘
なけれども作りたる源氏物語作りたる事を聞くふかう
思て後は作りたるとも聞いまは何まうんん
為言接たる源氏物語の大綱は何ら作りて言葉やうなる
事式部はかせらいかせらいかの後を文章のくちりとも
へ奥の人は物語を文章のくちりとも聞き
そは思ひとるぬ物語作りたるに堂く物語作りたるとも
決して婦女の部屋へ

こと葉の作き一人の筆なりてハ年くらゐたかはぬくさりなきも
一部よりかゝりてくりしなからむ人を此説に迷ふに足らむ此所
流の文此なりとやうにもすめ拠なしとあるとある栄花
説の三字ハ源氏の系よりいふと手写の伝やまりたるなし又歌や
かて内の御おへ源氏くなりしハ実にめでたしき高名なる
序し式部かありけれは紫日記にもみるにそあやしきまて
おりしうにまつと人かしかんやはゆるとそられいひ作りに同
うしく人にうらおりしうけのとえれしされてあるとは思ひ給
まとく多くられに我らにとるへくひよりて好しつるありき為と書
なるハ前後の文にもくかなへりき紀て源氏よむ人たよに何
紫日記とくりしときる作し為意か何て紫家七論と

いふめ作りて源氏ハ式部か一手に出てあなた本乱そいふの
ミおもしくかくろく物語よかりしに出ひのおきたく
作りなるなるつと論しつゝりさちも先達ハかの日記とくりしも
よ為まし物語のこ紙よみてもいとしくおもひつゝまてなり

○天子御法諱

台記 頼長公日記 久安三年六月十八日云 法皇談語及我朝古事 法皇好見古記明我朝旧事 仰云後三条院法名人不知之不見日記朕獨知之 又仰云我朝天子出家時法名多是三字雖然所行金剛行申者已久余奏云何以知誤乎 仰云寛平法皇法名空理灌頂号金剛覺灌頂時名金剛覺灌頂後御消息奥猶書空理不書金剛覺則知僧灌頂号猶男字而古賢以為金剛号是法名不知有空理

之御諱是故天子法諱三字又ハ金剛之字雖古賢不免失誤
依知必事朕名空覽也

按法皇ハ羽院御事也

○去ル前小宮殿

ものゝ卜翔と郭撲と物ゝ多ク物ニ昌学ハ通ハ
人ものゝ作りしあり府郭撲ハ卜翔とゝてそこにかゝ
らず兵庫とまぬれ海りといふ卜翔いとゝ吾ハ学ハ一業ハ
大将軍とかりて禍とうけて死ぬ一そ行ゝ作ゝ
ものゝまり郭撲ハいとゝ吾ハ作ゝひハ江海ハ作ゝ作ゝ
ハ卜翔ハ剣聰ハ大将とかりて軍にまけて死ぬ郭撲ハ
主教ハきめに殺されたり

今按此二人易道ハくりゝとゝ多の表ハ作ゝかゝ
ハゝとゝその禍とゝ作ゝ用とゝ作ゝ多ハ作ゝ
ハ生数ハ成ハまるかゝ卜ハ生死禍福ハ一定の数ハ
或ハ子にかゝれ事ハ別とゝ思ひを胸ハ作ゝひハ
ゝる主人ハ為ハ作ゝ海ハ成ハりて流浪人ハ作ゝ或ハ
商賈ハ利を求ひて異国のゝけ又ハ作ゝとゝ作ゝ
ゝの苦患ハ作ゝとゝ作ゝ一定の数ハ作ゝひハ
ありけれハ成ハ作ゝ作ゝ事ハり

○蟻ハ

猿邪代碑編ハいとゝ小説ハ孔子將九曲珠欲穿不得遇二女教ハ
塗脂於線使蟻通ハ

なれてありふるほどの春は世心流とかうのうちにや

○ことはかの月

正徳三年の八月十五夜小石川の藩邸へ養仙流君わらをむ
ひろうた　　立花市郎詠

おとひ三人の月をあるよりとしも

養仙流の実用を用ひて物ごとに賞しなつかしの意のもと
きもちをこめるものなりしてはぎ秋の花ありて流儀の陰と
まちえをやとてをん

秋をなうは月をもとりかうのうちひとしも

浅三位綱條

そへてをんなよ

今按養仙君をもめけん童姫君をもて憲廟乃御女故中将
君吉宗御宝剣の命ありし寛永六年の春なりやも
水戸をもひてより本藩となりて邸中山の御殿をなす

○雄略天皇后

此帝葛城山に狩猟し給ふ時嗅猪ありて草乃中より暴出て
人を近く襲ひ恐きて武蔵樹に登りぬ天皇舎人
某に詔して乃ちまりく猛獸くしとも人を捉て悍る汝逆射く
かたち刺殺しもうたその舎人嚊弱て樹に乃りて文武うしなひ
独真小来りて天皇に命ぜて噬奉らんと奏すもう雷壮まも
まられて弓を吹く刺殺の御をうけて踏殺ひうしかの舎人を

斬しむ又武烈天皇姙婦を誅て乃ち胎をさく陛下田猟を楽しミ玉ひ
ふるまひよからぬ事のミ好ミ嬰孩を殺し人を殺し玉ふは慈
愛なきこゝろなれハ天皇を称つる皇后共に御車に上りて
帰りたまひ侍万葉を呼て人を淫禽獣を殺すハ朕ハ君を以椒
取りしよ承りたまふ　日本紀推略紀に見えたり
今按此皇后の御諫ハ曲にしに賢后と申へし推略もまた勇
傑の君ありてよく諫を用ひたまふ後世人君のまねひ
たまふ事にも美事なるへし

○辞世の歌

天正八年播州東郡乃ゝ護三木の城主別所小三郎長治舎弟彦
之進友之伯父山城守賀相(ヨシスケ)等秀吉公と防戦たゝかひしか城
城し落弁の命にかけて三人か切腹せん事を秀吉に約し共
に妻子を殺して自殺しぬ城中より命をたすかりて出
のかれ辞世の哥あまた出たる人にしめしける

今はたゝ恨もあらし諸人の命にかはる我身とおもへは
長治

もろともに消果るこそうれしけれ後れ先立ならひある世に
長治妻

命をも惜まさりけり梓弓末乃代まても名を思ふ身ハ
友之

たのめこし後乃世まてにつはさをもならふる鳥の契うれしき
友之妻

後の世を道とゆかんかなしひ紙ゆかしくへて仏未ゆかそう

三宅駿河入道法忠出家ほうして弥紀一に

思ふくいう紀方の命ゆかんん法てゆかひのあるせるりうそん

賀相妻

又

天正十年四月秀吉伐小田原に赴き柴田修理亮勝家と攻めひ一時

勝家さしのの良ゆかりしゆかる弥戦れとうひて日ザ一ゆ秋

ゆかりゆかりゆかる女房衆女城一所ゆかひの月ゆ

て今生ゆかの酒宴をすし一夜ゆけぬ夫婦ゆかるく

関ゆへく婦人ゆかひつそこい加賀府公信長の御妹ゆれ秀吉

ゆ命ゆけゆかる一明智光秀ゆ山崎ゆ出ひて落ゆくゆ分ゆ

再ゆいゆ見ゆれゆ婦人ゆ形ゆんゆ紙ゆうゆて行ゆれゆ

ゆかるゆ地獄の折ゆし一杜鵑の多紙ゆて

小谷御方 信長公妹

ゆかぬゆ折ゆるゆ法ゆ月の秋ゆ紙ゆそふ山ゆくきん

歌一

夏ゆの多ゆゆゆゆゆ紙の名ゆ世ゆ丹ゆゆゆく山ゆくきゆ

ゆゆ世ゆ婦人ゆ一教一勝ゆ切ゆ一て牛村文荷ゆふゆ

乃ゆ黄紙ゆゆ世文荷ゆ居ゆて方ゆ実一ゆ文荷ゆ

方ゆゆく

思ふゆゆゆゆゆゆゆ紙ゆゆ紀ゆのゆゆゆゆゆゆん

ゆゆ二件ゆ寥友ゆ大半平ゆ御元者ゆ切法ゆ秀吉遣ゆ

に出でうるを三月末四日城をうりて紀州へ婦人もいさましく
夫の手にかけて治忠文箱を人に授て切腹みな京雅の氣
象あり[illegible]にうるもの[illegible]をうりて[illegible]
をうりたるをうりなくそ[illegible]

○浦曲

万葉巻七に人麻呂
海くらの湊乃[illegible]を[illegible]治[illegible]て[illegible]
沖秋云京方の湊い伊勢也法[illegible]八[illegible]小海湖也[illegible]注[illegible]
[illegible]ふい[illegible]也[illegible]ま[illegible]れ湖小[illegible]や今[illegible]十一小大[illegible]乃
茅渟の[illegible]ま[illegible]ま[illegible]又[illegible]ある湖小[illegible]舟[illegible]
乃[illegible]治[illegible]ま[illegible]れい[illegible]
詩云開[illegible]鳴[illegible]加在河之湖[illegible]今[illegible]小[illegible]ま[illegible]ひたる[illegible]

[illegible]

○山菅

和名抄云本草曰麥門冬和名夜末須久沖秋云[illegible]山橋乃
大きなる[illegible]実のなる[illegible]万葉第七に[illegible]
[illegible]と山[illegible]ま[illegible]ひて世日[illegible]
文字紙山菅[illegible]
[illegible]山小[illegible]

○多[illegible]れ

万葉巻十八天平感寶元年閏五月廿日大伴家持乃橋乃
長亭に　かも[illegible]
[illegible]沖世小　田道間守　常世小[illegible]　下畧

沖釈云和名抄曰橘一名金衣 和名を知波奈 南方草木状云白華赤実皮馨香有美味 七月此橘といふを今乃世ゝ蜜柑なり

俗よたちばなといふ 柑子にて似てかけく皮のいろ黄ふりてあるべきらん味もかぐはしく若きれい美味なりけるに

凡橘と柑とも詳かにいまだしらずかくうゝ 空沢の沢に

垂仁天皇なり

○山たちばなれ

万葉十四春日王

かりこの山橘の名ぶかくかくるゝ所おそくあるゝ所にもけるむ

沖釈云山橘い言麿抄云世俗ふ屋ふ柑子といふ和名抄を見るに

吋山茂ふりへしなり草抄り 今按此集に所載まる十に寸七

寸仲方ちかにあり六位ふ也ふ俗ふ納言に赤ゝいゝ

中よ山橘とあるを和名抄に延喜式造酒式の大業云沖縄

ふ没又よりの絵葉。寄生。真菰草。日蔭 山孫組 山橘子。表等

賣草。右二撰ふ所り実の珊瑚の如くなる和名抄に出てゝ

ふ

乃ち序ふ所けるを尤に古則方ふ山橘乃ふ所ふ出ぬ

○うけらの花

万葉十四春日王

さしたりけて神もあるもと武蔵乃くうけらの花乃ふ所ふ

沖釈云後句い意ふ所ふ或ハ意ふ宇家良ハをけらふて

白朮なり 和名抄云小雅注云朮 備律反和名乎久良 云本草 綱目云

夏開花紫褐色 又云蓋端生花淡紫碧紅数色云かくはなく

なの咲ものなれと主花ふ咲ゆめく多ふ出ぬ人といまゝ

也後拾遺ふ長方にうけらの花の咲なりひとぬるのいな

さればこそ歌は万葉にのりける記とよめる古今の代ひきぬ
しるしられたる物あるを紫式部にのりける記とあるも今みな家に
出る代かりて言妙く名よ出るとよめり 中世の流派を守まもる
庭粧ら家ぬ宗ゐたる 為章 梅花の古人八万葉をとくりし
そ添ゑられたりし折にか眉の深り背くその誤りを代人の
さればて今学に胡乱なるもとに何事も其事ありし所にその
似より代のけてうちうる死ひならぬよしにそれと定たる人なし

○通茂公乃歌

蒲郡の竹露板垣清橋 真庵 宗瞻 と京都へ上りし時年に百人一首
和歌の講義を中院通茂公へうけたまはり御ふしにおみてたまはり
きし歌

おくまでもなかれきと川御尽くさととなる山
くもれしはへしし道も雨よしく

○蜻蛉集乃序跋 西山公乃侍女 右近局乃集也

むかし紫式部君か雨夜の品定に女の品は上中下と難波のまへさいは
かろくともあるかなしき手いてかきさす志りの志れくとまる由へ
おほよそ千代の後乃うちふるら小人の心へ紙むかし物かたりに
けし事をしへとなし いわし光とるこまり又かの日記ならしく七乃
世にあらし女ともの心浮き所しなかはみのに物語を同し物のよ
れして婦徳ゆるけき人のしるなるなし そしくて申え代めていひ
清る小女ら柳小菊にはのるかおほく知して宗とほうり家代ちのく
まことはれて書すなりに似るをいそやその派しへよかなへらん女のた

絶しみちのあとをかたりつがねどもうち出侍りし此人村上長治
めでしの歌によまれてかたられん世の人に伝へまゐらするにも
よし紀乃流の近衛殿下信尋公乃橘流御所に申出でし
泰姫君におもきすへいとたふとくふるひ奉りて義之より今の
よに伝へ来しかみ流人のほかさらになき人のもちら
ひとたびしみとどめたる紫のゆかりひともとにもと口伝して続けられ御
きおもえなくひとへにまのまゝ御心に流れたる御のおりひきしを
まゐるにたのもふ御心に及ぶれなかしく人となりたる御君
ふくひらいつくしまさひらけくはよひさしいてそよりほかに
わくのありがまゝに書きてかひきへてよる川の手すさみまかよふら
よりいひなんまゐりけるこそみな君の紀ひ侍るそかし　義空

姫君の御かくしおもひけり妙さみおもひらなれいせおひつゝいおもひ侍え
行かいのを清く御中にゆるしひてのちより以来しかるもおあひたまふ
ハ藤原定家乃たくしたるみをかへて一條の后そのかたになし
たましかりし様のおもてをもゆるしへ御乃御しみやらは御は歌を
うたまねひつゝちなりしへい女の手跡やさらかよふやうなりしにも
る清少納言けしきハなりつかぬをいひつゝあむしもあるかぎりに流れぬ
かひらかなやまとしとよ藤川も手さいつかぬき御よかそうしくうた
なしかの一とりふそしとたがひにかよはでいしるふしてたしかにとゆれる
人々しるいはかのおもきを御手しの大きにせをいひさそんもかひなき
浅そたゝめけるそはしたつきてよきんは平家も同じくもことにて
いよりおほくなりとしまでみ侍らはさらに世の中のひまとなる

[illegible]

[illegible]

[illegible]

橋姫の心ひとつにかけられて河波うつ[illegible]りて宮の[illegible]ぬるかな

白蓮と

白妙[illegible]の[illegible]の[illegible]いされどうんもあるかな

落

武蔵の一[illegible]たの[illegible]ぬ[illegible]ぬるうん

秋のくれ

萩の露をもかりたにぬるてこ[illegible]ぬ[illegible]れさ

朝顔

吹まうふ[illegible]風をうて[illegible]ふけるの初[illegible]

暁別恋

小夜衣[illegible]ひ[illegible]きぬ[illegible]

述懐

かくて世を[illegible]ぬ[illegible]ぬ[illegible]

求[illegible]

[illegible]の[illegible]の[illegible]

[illegible]人の[illegible]

[illegible]

[illegible]

年[illegible]

[illegible]

水[illegible]

[illegible]

異教の教入幸にまうて仏に小松法の恵ねを乞うて
法水はるかに流れとあるは北上人（拝第上人ヶ）法の流れ名ばを
たゝふるとのひかり
松ゝ高く浪高くして乃ち代をかけ方や法ひかりん
源博生死乃岸波
吹風ふきかゝるなれとなを松の陰をしの家
いとゝかひ法世の中にまらふ行ん方ゝ道の用りもかる
上品上生乃心と
まゝ浪ひゝふ心のまゝより仏乃かをはう川ときくよりわ
梓世（今按正法二年壬辰七月二十三日卒七十二歳 法名倚之一梓大真尼）
又と来ん人とみらひゝえ申いけるこ八乃若ゝ〻たえ面ゝこと

跋

閨閤才子世必並称法紫其実紫優於清蓋呂才不浮于德也
古之婦人不呂才称呂德称及漢班婕妤曹大家単始呂才顕而德亦
媲焉魏晋洗濯猶有幸憲英明敏端慧豫料成敗若蔡文姬流
君子不取焉夫才德兼備者大夫且難矧在婦人乎苟或有之布世
而一見若一静者其殆庶幾乎典壺圜三十餘年内人咸懐其恵婉
嫕自淑頗通書史所詠倭歌不下一千首晩年悲楚其稿止留三百五
十餘首間作詩亦然之所留和歌必其可傳者而所然未必皆不可傳
者取舎之厳毅然不顧而處身範物操守之篤益可知矣友人安藤為
章釐正成卷題曰蝶夢集叙其才德徴呂紫娘之言可謂擬於其
倫者也余久忝近侍熟知其為人雅列之於古之婦女良無所媿

儻使之為丈夫従容政事之堂賛襄猷必有可観此非余
之私言而輿人之誦也一静名吉子村上氏更称左近既老剃髪
為尼自制名曰脩之字一静
正徳癸巳之秋

澹泊齋安積覺跋

○今式部丞藤原
先妣山田氏亀子ハ丹州桑田郡子年郷中村（出雲村の南）乃産一聴村山
田道夢居士乃女なり居士八連歌に巧なて秀逸の句おゝく愛子子
山乃無言法師宇治谷の分立法師なる名をむすこ也ける山田
氏記憶はなきそれつゝまて居士のかくれにしひて右の子そ
はなり時に御ほとは幼い年なれとも能へ事実永代女帝の
御りゐ色四ノ伝授ハ御りの女房のうちにもあるにもてあそ
かへのかようにいまるきれなりて後先考非常の嬉母河合氏をもかくら
心ざしあるりしく載縄ふかくもあまなりて歌よむかたにまなびなりし
給へ先てうりかくもむ人なり二十九の時先考小松をくれり先考も
とりまこの歌藝のわりしうあるひかのひてはもはなし
く嫁ぎ天乃章久をうりつくき度生りもりもはなりの伝院
ハ東福門院御所ひをはの晨氏御方（貴子のこと御局）
拝ハ東りをれてうりくゝ御歌ありをはきくくはをひつれかう
ひりしかを今式部のかくゝ石をなをひとり嗚呼かゝ氏
かゝ生縁うりひりて寛文八年戊申二月十日の夜病乃床よりく
れしなひひぬ時ハ二十九歳遺骸ハ東山ふもの墓地ニをあめ

法號ハ淨心院霞屋妙仲真尼ト申候ヒトスカラ玉蕊流ハ
安堂ヒ給リヌ其ノ戒師ハ北邦西雲寺ノ開山石屋坊ノ開
梨キ命ニ被ル ウ九貴子智玄律師ハ其ノ孫勝念佛ヲ
俗縁ヒ有ル ウ被ル 例ヒ浄土ノ法文ヲ学ヒ
ニ有リトモ法ヒテ念佛シ給ヒ
ヒ給ヒ有ル事

あるひん世のかなしみ不ものもとてあたるもの
こゝろ有りけるて年ヒ給ヒ叔父宣賀卿督子ヲ十八歳ヒて
ヒ給ヒ給ヒて家ヒ有リて有リて有リて
法ヒ中院内府通茂公（従二位中納言）仲ヒ和歌ヒ伊勢物語
乃ヒ教ヒ給ヒ不ヒ給ヒ年ヒ病ヒ有リ中

ヒて歌ヒ有リ有リ有リ有リ有リ有リ
ヒ有リ年ヒ有リ有リ有リ有リ有リ有リ
家ヒ有リ実ヒ有リ年ヒ有リ有リ有リ有リ有リ
公（千代大納言）ヘ尼中ヒ有リ有リ有リ有リ有リ奥書ヒ有リ加ヘ有リ

此集上下巻山田氏竜子法号淨心院霞屋妙仲真尼所詠和
哥也真尼従少好歌晴記三代集讃源氏狭衣等尊侍于
本院仙院被仕今式部局長子右衛尉為賢編纂請於題名
予四位　仙院賜称可謂後代美談也因名今式部家集云

通茂

延寶乙卯季春

集ヒ有リ有リ有リ九首有リ院小督の局ヒ尼ヒ有リて御ヒ有リ
ウ有リ有リ有リ有リ有リ有リ有リ有リ有リ有リ有リ有リ有リ

澤若菜

春をまつあさ沢水のうちこほりこそ春はけふ初そつむ

月の梅

かをもむ秋の月はいとゝ神のふとりしをしるふ風の梅ゝ香

ほゝゝきす

夕月夜かゝるのうゝ雲間ゝうつるやうたなれる山ゝゝきす

雨ふる後の蟬

夕立の雨はなをさゝ蟬の夢もさゝしよ数乃下かゝ

八月十五夜

秋ゝ月のかゝゝ雲ふかゝ風ふきしひかこゝる紀雲も秋

あきゝ元かゝゝ雲ゝ雲ゝ月ゝ歌のゝくを月にはゝや

秋夕

ひぐらしをもゝ聞ゝ夕ゝ秋ゝ雲ゝ月ゝ夕ゝ秋ゝ

恋

ゝゝ雲ゝ月ゝ雲ゝ月ゝ歌の雲ゝ月ゝ雲ゝ月ゝ雲ゝ月ゝ

歌ゝ雲ゝ月ゝ雲ゝ月ゝ

雲ゝ月ゝ雲ゝ月ゝ雲ゝ月ゝ雲ゝ月ゝ雲ゝ月ゝ雲ゝ月ゝ

ゝ雲ゝ月ゝ雲ゝ月ゝ雲ゝ月ゝ雲ゝ月ゝ雲ゝ月ゝ雲ゝ月ゝ

後水尾帝の皇女御母八条殿門院ゝ雲ゝ月ゝ雲ゝ月ゝ雲ゝ月ゝ

とゝ雲ゝ月ゝ雲ゝ月ゝ

○由旬

長阿含經增一阿含經起世經並云須弥山高八万四千由旬ト 俱舎論作二

八万由旬智度論作二百三十六万里
森尚謙云由旬長短諸説不一智度論云由旬大者八十里中者
六十里下者四十里名義集云印度國俗乃三十里聖教所載
唯十六里按俱舍論云七麥為一指節二十四指節為一肘四肘
為一弓五百弓為一拘盧舍八拘盧舍為一踰繕那跡繕那乃由旬
同今以日本里数計之一由旬二十四町餘也

○一里

風俗通三百六十步　公羊注疏三百步　耰耕録二百四十步
日本一里七千餘步

○隱岐直清

字父奏と稱す三浦を岐守明敦朝臣小仕へてその冬政係用人
をはたらかす彰考館の一松拙字父奏と稱す三浦を岐守明敦朝臣小仕へてその冬政係用人
三年の夏一松氏と亭に詩歌をかはすに二十餘
年をへたるひともとの松ありけり岸をあらはしてあひ武まのかひ
うちよりて照りもとをみるさまくさ所なかめる
手枝ひろくさきて人乃旬けや秋をくみのあきをうるうん

一松拙

返し

四つあひて名乃ちとせをかねぬ葉をそやをあ

○和漢因題

第五代孝元天皇二十五年勝賓六年冒二十八日大伴家持の歌
八子稚子中市絲乃名て時の中にあんをとをあんをとをあんをとをあはる
市秋云鶏場永叔種花詩云淺深紅白宜相間先後仍須次

弟栽歌四時携酒去莫教一日不花間これは和漢とるから
人い先後とあるとて作るとく作る作者なり

○おとなかの河

万葉集巻七に中臣宅守流罪の時の歌に
中絶云ふほどなく潜て息出られて息出ぬ流れの
の注又遠方の歌流れ源の中と指てなれるなるべく心得る源
く考へ歌解の通り京我とかける歌なれども心歌は一人日記の
天武紀に中臣長渠と書きしより近江の坂田郡とかり

○男房　女房

小右記永祝三年四月晦日御産記に斗貫給賜男房十貫給女房
とかり盛衰記に男方と男房とかとり見本の例にもて

少や　西山公先生の田舎久留米にて和哥指南をこれらを
たの府女の歌中に有り女房男房と男房と作房
と標をへ書すし命と書ふ

○くさ花物く

かの歌の日記道綱母の日記　宵月夜　云く此歌い見ぬ
ほとときすのもり玉ふくとふるたりわすれいひつ
多れ二宮ふりかきりて二ふ三ふ多ふ三ふ多ふ三ふ多

○二禁

舊記ニ二禁トハ何ヲモヘテ療ヲ長状記 師時卿日記 元永二年九月廿日条深園御二禁有増氣云々廿一日云々廿三日条深園冊波重忠注云宮御瘡與二昨日同事也云々宮仰云於療者不知増減

世百辛苦甚敢不可存命者云々

右若家兄為実乃授書小切ヲ深園八輔仁親ヨリ廿八日

薨去ナリ

○釋万葉集の跋

万葉集之不朽于世也久矣如顯昭仙覺雖終窺一班未能通之全流其他哉　常陽水戸西山梅里公員文武才藩于一方政治之暇把玩此集思為之解凡歴幾年所功成為卷五十題曰釋万葉小集

辱同愚嗜之日久使其臣安藤子為章賚藁本命加校正其為書也解辞達意考字正點或遠參和漢古今之典或近就集中比較前後自相發明精詳周備無有餘藴揭作者之意于子篇之上解學者之惑于千歳之下真如雷得燈而波得船　公之賜不大哉何更須愚有所増減也因述其意以為跋

元禄庚辰孟秋星夕

難波東高津圓珠庵契沖拜書

最云云ハ此ヨリ瘡熱乃病ヲヤミ給ヒテ御ハ食ヲ召ましけるとなく神減小ちゝ也ゝ由ひてゝや正月末ヲ作御歌ヲ大坂へ持ち智仲小香ゝ一袋ゝ伏花ちゝ是非ヲ志ゝ中ヲ以ゝ成巧月うゝ乃ゝ由ひゝかゝ為章二月

小水戸紙幾して赤言はのかくりに宿して十月の末にて
契沖和尚と対話し侍るれの不審をかたらひ侍るに答月く
[illegible]
一　西山へ[illegible]
行ひ[illegible]
契沖師と[illegible]　義公を
文武兼備の英将契沖ハ古今無比の碩学その間に他例をハ
[illegible]
人間世紀紀して懐旧のなみだ[illegible]

○雪菊居士大串元善碑陰

居士歿之明年弟傳高順鑿石使余碑之未及書罹災石焚
託不能成今茲僚友井松隣藤年山諸君買石立之徵余舊文
憮然不能記感其篤誼悲且泣曰余與居士相知之厚不但骨肉
忍使其墳無碑乎吾負吾友久矣因人成事孫子固不足與雖然諸
君周旋久敢不治乎居士諱元善字子平姓平氏平野鞠子祖母大
串氏冒其氏称平五郎弥雪菊又五郎云爾母佐藤氏生于京師
幼小聰悟絶倫過目成誦年十三抵武江　義公廩禄之使就懋
齋野傳肄業研覃經籍咀嚼史鑑孤往獨契議論愛出人意
表藻思敏贍咸謂青出於藍既長與修彰考欽定書淹貫密
察多所發明旁通　皇朝典故雅詞意深邃事實奇捉摸
者考究研覈能得其要領櫛比鏤析歴歴如覩目前至今當史
局者見所論著莫不難其精確長於編制殆劉道原揭曼碩之

流配也　義公知其能善過之屢使京師購求遺書使予長崎與
清人張斐接斐称其才元禄九年　鳳山公擢為近侍掌編修
事素任羸多病至是增劇不能視事以十月十二日終年不
滿強仕一歳矣妻森氏生二女葬豊島郡谷中郷養泉教寺從
其志也嗚呼居士有經濟之具而不見於施為有博洽之才而未其
底蘊接人和煦温醇謙遜寡言知與不知皆慨慕之而制行
端方有毅然不可奪之操家道轗軻維得於　君而貧病衆除
無年無子窮邪通邪銘曰
才不勝德命胡不臧惟其早予有立是以久而彌彰

大井廣貞
安藤為章　建

正徳四年甲午　　水戸府下士　　安積覺撰

雪蘭子ら人品おのおのあり碑みのかたちとりて元禄二年
為章と同じく京にして一と芳の後ひまいりぬ今此
小石河ものすまひのあるかたちの墓後訪ひ行るに事と一女も
なくて碑ばかりなるを碑をあれる人を形ばかりなるこゝに廣ひん
とあるに為ひて松濤ふ大井松濤門廣貞居士の吹挙ふく彰考館の總裁なり　らひあ
ゝもいかゝと安積覺森尚謙加藤宗伯神代本之夫壽矢野
長九郎重好中嶋平治為貞なとゝ寄てみるむ事居士とちく
ゝなりあるに朋友なれはなるゝ助力して碑石成就して
石碑位とも養泉寺に安置して永く冥福と作り行る

事よなりぬ

○哀悼は欲

元禄十三年十二月廿日　西山公薨ーなりぬる京師へもこゝに
ゆえ沙りきるに清水谷大納言実業卿うは鶴元歌書の
事ゆえ中かえさせたまひられて為章ゆえ（於せ下されける
ゆゑ）を中原為国ゆる流さへ申し遣くて祝ーかきて之ほうく
なるよ世まて清らきらめ仮名事を西を原道者ゆうまさ清と
伏見宮邦永親王の御娘（女王ハ）元禄帝の女御ゆ入内ゆ
かゝーと為りてその後やゝ待りられて永く源家ゆ和ー
御ーて学問和歌ゆ御心を寄ゆ乃実為
章ゆ日ゆ拘沙汰

西山公薨ーなりぬる月ーき

京出より成ゆ申ひしくゆ和ーを遣ゆられて遣ゆ
沙ひゆを世沙ゆと旅ゆを下沙旅ゆうゆ光ゆ清
音を中ーゆて奏ゆ皆ゆ月ーて仰ゆ下ゆ世ー出ゆ
常陸の権中納言源の行ゆ国の西山ゆ行ゆて
ゆゆゆ和りたゆひゆゆ沙きて
ゆ和代ゆ山ゆ月ーゆを世ゆ和ゆ世ゆ京ゆ
七ゆゆゆゆゆ書ゆ月ゆ鎌ゆ沙ゆ和ゆ行ゆ
廿ゆ月ゆ十首ゆ中ゆゆゆ和ゆ沙ゆ和ゆ
ゆけてゆみて沙りなゆ

時雨

第大納言通茂

雲ゆ今沙ーゆ月ーゆ十沙ゆ和ゆ沙ゆ和ゆ沙ゆ

海蓼　　参議實隆

いくせとあるしら露の玉ぬきとうもあらぬかれ

寒草　　前中納言通躬

野辺の色は秋をあらそふ草ばかりなほ冬待ぬ物の有をも

冬月　　左中将通清

つれなやはん人もおもしいかなる月の月やはかはるとはしし

歳暮　　左大将実岑

はかなくも暮ぬるとへて春ぬるしなほ新たなる神のあはれを

述懐　　左中将定基

恨あるやはんのあしきはかりもなほ為人のなさるるあるを

述朝臣いかなる事ありてかはかりなりしとも

懐旧　　前中納言實種

未だ見ぬ人の名ばかりはなほ聞ぬれば世の中

往事　　頭弁輝光

ながめかはるのこころはあるれ一枝の夢は世の中

会常　　右中将有慶

ながめてもなほ見ぬ人をなほ聞ぬ世の中

歳暮　　前大納言実業

ちりぬるをなほ残れる林のいはれはかはるなほ残れて

述懐　　前侍従文章博士

世の中の詩歌文章はかはるなほ一大冊なる哀歌

餞別　　名月たりとも

餞別しなほ名月たりとも一夜の十五日小倉川よりの

大小の焼物ぬるなほ月なるなほ月なるなほ月

船橋式部少輔清宗経賢入道にて出家して志賀寺
より常磐へ参り自息新三郎と新三郎
四郎八家人為実の水戸の家へ参ひきる成　西山公
きこしめして扶助し給ひ水戸へ参りて住つもく
のかくひ人きりしか山荒乃四ノ丞墓ヤしてに梅花
を手向かして

咲そめ川沿ふかとする梅の花ちりぬる山ふ手向ふかな

常陸郡宮田郷岩船山弘人寺惠明流如晴上人本願寺常如
上人の弟子なりしを延宝年始まねかを受ひて いとゝ志ゝし
くなりて此ふ小荒志の後雪のふる日に碁ゆしてしく

岩山や宮田ゝ山けて君ゝ山ゝ法華上にふる雪

この花まちぬ君うゆさ記をひ人ゝ詩の日やてゝ山ひ
荒ゝ海ふゝ乃志ゝ乃志ゝつこすりに

中山備前守信敬 高府弁一乃 神相なり

今日ゝ以ゝ詩ゝ月日元なゝ新を志ゝふりひよいつきぬ
西山の山路へまりきゝに消ゝ人けをなく新ゝの
松のゝ法をなくたりけも八

市川水神祠 二代宮門 弘道入ゝ

君まちて今ゝ法ゝ詩ゝ松ひゝ松ひゝ代の春ゝ風ゝ

源行心 肥四十女

初日ゝ詩ゝ行ゝ山乃ひて行ま君ゝ和を松ゝ法ゝして

藤原忠顕 荻窪の邸

歌をもうあるうまの家代今神のなりにそへくるほうく

清水長秀　牧本工作

弱しの紙ありひとりのてれたあみくい神うおちもそめける

藤原治之　国見治平

詠たるし　抜をそめむ雨山やそかくれゆくいりのかも

有用治教の輔光近ハ廣橋儀同三司兼賢公の孫なり貧

宮頼致親王仕へて為実為章二代に歌の師に成り仕へ

ける教仕て素朴居士と号し京師橋殿より西方へ

子法師ありて出奥顧ひ立ち此計策を巧てよみて

おとり作りけり

いりもんなけあのりたに春月く四ひ春たに神のひるま

常陸の国住方郡出身の氏なり生れたる実や

かりて無しうへて要孝なる家に田畑なれい傭力をして

たりひとりの妻沢ふも永食けもいと母のさもり成るしみて

洋作きあるの物と脱て如よたりふ毎りあるく洋作ちひあり

ん年ひとへて多うひふひひ西月ぬ母のこと家にそひく

とかれてもものこそうれて母のく賦ちなかうかひて

ひとりそにたほひきもてあて海ちとけ病ひうの洋れも

甚うるそうにぬ洋ひ所ちとたきて母成洋たの

法印はたゞ酒のみ食をこのみ居れば人々あしく
いまだ[illegible]ふかき[illegible]絶ふ出ず[illegible]ひとり
にゆきて無紙かてのこゝろみとて自ら[illegible]
出ずりをたゝき[illegible]精進して午餐(ひるめし)[illegible]
[illegible]ところにいまだ[illegible]人のなかゝるまゝ[illegible]
[illegible]てなりはい[illegible]ものゝ[illegible]
[illegible]酒のまぬ武士[illegible]
[illegible]法師の病をとゝまるまゝ[illegible]法師
[illegible]と[illegible]とて[illegible]
しきりに奥院に[illegible]法師ちかよ[illegible]
[illegible]ものゝ[illegible]

法師の母ふかく[illegible]飲食をい[illegible]
[illegible]
[illegible]武[illegible]
方へ[illegible]法師[illegible]
[illegible]母の[illegible]
[illegible]法師[illegible]
[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]

延寛二年　西山の[illegible]
[illegible]
[illegible]賞の[illegible]
[illegible]田[illegible]
[illegible]武[illegible]
[illegible]孝[illegible]

[illegible]八年[illegible]毎月[illegible]奴婢[illegible]
[illegible]醫師の方へ行[illegible]
なし志をはくしのおしのかすみハ他人のちからをもつて
[illegible]方[illegible]家をもつて農業をつとめられ[illegible]
きうへけるを[illegible]毎の世たゝ時うゑ[illegible]
[illegible]
甲戌小六十歳をかせ[illegible]
今按中村新命顧宗遺文乃中小孫伝傳一篇あり為章
[illegible]
為志をもはくさうちん[illegible]
[illegible]心操[illegible]

今や神をを祭して脳をそれへ為をなおれさけひて
[illegible]
[illegible]
[illegible]

文政十二庚寅歟六月二日於飽田郡池田荘松尾村
威德山臨濟禪寺寫之

中村直道